

社会保障・税一体改革における地方単独事業に関する 指定都市市長会の緊急要請

社会保障・税一体改革については、年内を目途に、「素案」の取りまとめに向け、国と地方の協議の場などにおいて議論がなされているところである。

「素案」の取りまとめにあたっては、社会保障全体の機能強化及び持続性の確保とともに、国・地方を通じた安定的な社会保障財源の確保の観点が必要不可欠であり、指定都市市長会として、以下の点について、強く要請する。

- 1 社会保障サービスは、国と地方で一体的に提供されていることや、消費税が「社会保障四経費」だけではなく社会保障給付に係る地方単独事業に関しても必要な安定財源であることを踏まえ、仮に、消費税を引き上げる場合は、その引上げ分については、地方単独事業を含めた社会保障給付に係る地方の役割に応じて配分すること。
- 2 地方単独事業は、住民ニーズに対応するため、地方が地域住民と真摯に向き合って行った行革効果のもとで実施しているという実情や、国庫補助事業を補完する地方単独事業の役割の重要性を十分に理解すること。

そのうえで、税収引上げ分の配分の基礎となる地方単独事業の範囲を定めるにあたっては、乳幼児医療費助成や国民健康保険の一般会計繰入れなど、全国的に実施している事業や、現物給付そのものである保健師、児童福祉司、保育士などのマンパワーに係る経費についても含めること。

平成23年12月21日
指定都市市長会